

第 7 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 3 年 1 2 月 1 7 日 (金)

せたな町農業委員会

第7回せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和3年12月17日(金) 午前10時00分 から 10時25分

2. 開催場所 せたな町役場 第3会議室

3. 出席委員(14人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	松	崎		豊
委員	1番	渥	美	光	成
	2番	吉	田		優
	3番	高	橋	光	也
	4番	玉	木	久	志
	5番	竹	内	厚	子
	6番	阿	部	紹	子
	7番	森		正	勝
	9番	大	羽	孝	志
	10番	金	谷	勝	則
	11番	弥	左	輝	彦
	12番	大	口		寧
	13番	日	置	和	彦

4. 欠席委員(1人)

8番 小島敏人

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
第4	議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
第5	議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
第6	議案第4号 非農地の決定について
第7	議案第5号 土地現況証明願について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西	田	良	子
農地係長	小	池	秀	樹

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

ただいまより第7回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さん大変どうもご苦労様でございました。

今年もあと残り少なくなってきました。また外を見ますと師走というか、年末の風景になってきたのかなと思ってございます。

会長

先日農政委員会主導の下、町に対する意見書を提出いたしました。

農政委員の皆さん大変どうもご苦労様でございました。

会長

そして、本日この後紹介になると思いますが、 委員さんのお母さんが亡くなられたということで、大変心よりご冥福をお祈りいたしたいと思えます。

会長

また、先月の30日に転作に絡む交付金の新聞報道がされており、農水省の方針が打ち出されております。内容としては、今後5年間水張りをしない場合は水田と見なさないような内容で新聞報道をされております。

あまり良い情報ではないかもしれませんが、その中で22年度から1番影響があるのが今のところ牧草。牧草に関してはおそらく今後5年間、牧草を蒔いた土地をまた水張りをするという事はまずありえないのかなと思ってございます。

会長

他の作物に関しては、また5年間作付けをしないと畑地化にしてくれという国の方針でございますけども、高収益野菜、本州方面には大変有利な条件を突きつけられているわけでございます。

年内はおそらくもうやらないと思えますけども、農業関係機関、また団体等と今後おそらく次年度、来週早々、色々そういった話が煮詰まっているのではないかなと思ってございます。

北海道農業にとっては少し不安がございますが、なんとか良い方向に持っていつてもらえればいいのかなと思ってございます。

会長

それでは、本日は案件が議案第5号までございます。皆様に慎重な審議をよろしくお願いいたしまして、簡単ではありますが挨拶に代えさせていただきます。と思います。

事務局長

ありがとうございます。挨拶の中で紹介がありました8番小島委員より欠席の届け出を受けております。只今の出席委員は14名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。

事務局長 せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。

議長 はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第1 会議録署名委員の指名について】

議長 「日程第1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第13条の規定により、12番大口委員、13番日置委員を指名いたします。この指名は、第7回総会開会中といたします。

【日程第2 会期の決定について】

議長 「日程第2 会期の決定について」本日1日とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、本日1日と決定いたしました。

【日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について】

議長 「日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案1ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定による農地について、その使用貸借権の設定申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。令和3年12月17日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料1ページをご覧ください。

番号20番。貸主が■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■さん。借主が■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■さん。所在につきましては、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■の計26筆、地目は全て畑、面積が合わせまして■■■■■■■■■■㎡、契約内容は使用貸借、期間につきましては許可の日から3年間、こちらの理由につきましては、後継者に使用貸借するためでございます。

事務局

2 ページをご覧ください。

番号 21 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては、[REDACTED]、地目は畑、面積が [REDACTED] m²、契約内容は使用貸借、期間につきましては許可の日から 3 年間、こちらの理由につきましても、後継者に使用貸借するためでございます。

事務局

以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 4 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について】

議長

「日程第 4 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 2 ページをご覧ください。

議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和 3 年 12 月 17 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 5 ページをご覧ください。

番号 76 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の 4 筆、面積が [REDACTED] m²、利用目的は普通畑、契約内容は賃貸借、期間につきましては 2021 年 12 月 17 日から 2024 年 12 月 16 日までの 3 年間、

事務局

継続でございます。

事務局

6 ページをご覧ください。

番号 77 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 10 筆、面積が [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらも賃貸借でございまして、期間につきましては、2021 年 12 月 17 日から 2026 年 10 月 25 日までの 5 年間、賃貸価格が [REDACTED] 円、農地保有合理化事業でございます。

事務局

7 ページをご覧ください。

番号 78 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらも賃貸借でございまして、期間につきましては、2021 年 12 月 17 日から 2024 年 12 月 16 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

8 ページをご覧ください。

番号 79 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED] の 2 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田と転作田、こちらも賃貸借でございまして、期間につきましては、2021 年 12 月 17 日から 2024 年 12 月 16 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

9 ページをご覧ください。

番号 80 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、利用目的は普通畑、こちらは使用貸借でございまして、期間につきましては、2021 年 12 月 17 日から 2024 年 12 月 16 日までの 3 年間、継続でございます。

事務局

10 ページをご覧ください。

番号 81 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

事務局

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 28 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらも賃貸借でございまして、期間につきましては、2021 年 12 月 17 日から 2024 年 12 月 16 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、新規でございまして。

事務局

以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございまして。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第 2 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について】

議長

「日程第 5 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 3 ページをご覧ください。
議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について。
農地法第 4 条の規定による農地について、農地以外の目的に供するため、その転用申請があったので、別紙により内容審査のうえ、北海道農業会議へ意見聴取する。令和 3 年 12 月 17 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 11 ページをご覧ください。
申請者につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]さんでございまして。転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の 3 筆、現況地目は全て田、面積が合わせまして [REDACTED] m²、転用の目的につきましては、グイマツの植樹、本数につきましては [REDACTED] 本でございまして。

事務局 転用事由の詳細につきましては、当該地は山林に囲まれた農地で、生産性、作業効率が悪いいため申請者の代わりに耕作するものがおらず、植林し土地を保全管理するものでございます。

位置図につきましては 15、16 ページの図の 1、図の 2 に掲載しております。

事務局 農用地振興整備計画による農用地区域内農地であります、除外の手続きが進められており、令和 4 年 3 月には除外される見込みでございます。

本事業は植樹でありますので、申請地以外に代替地が無く、また第 3 種農地の所有地も無いため最も生産性の低い農地で、他に適した土地は無いものと考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。

議案第 3 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 4 号 非農地の決定について】

議長 「日程第 6 議案第 4 号 非農地の決定について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案 4 ページをご覧ください。

議案第 4 号 非農地の決定について。

農地法第 2 条第 1 項の規定による農地として該当しないため、非農地として決定するものとする。令和 3 年 12 月 17 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 17 ページをご覧ください。

番号 1 番。所在につきましては■■■■■■■■■■、■■■■の 2 筆、公簿地目は田と畑、現況は農地採草放牧地以外、面積が合わせまして■■■■㎡、利用状況につきましては原野でございます。所有者は、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■さんでございます。

こちらにつきましては、令和元年 10 月 17 日、令和 2 年 10 月 24 日、10 月 31 日の利用状況調査で前委員さんを含む 4 名で非農地であることを現地

事務局	確認してございます。
事務局	番号 2 番。所在につきましては■■■■■、■■、■■■■、■■■■の計 4 筆、公簿地目は田と山林、現況は農地採草放牧地以外、面積が合わせまして■■■■ m²でございます。 利用状況につきましては、■■■■■は台帳上の現況が畑でございますが、実際の利用状況は■■■■■を含め全て原野でございます。 所有者は、■■■■■、■■■■■さんでございます。 こちらにつきましては、令和元年 8 月 21 日、令和 2 年 10 月 18 日の利用状況調査において、前委員さんを含む 4 名で非農地であることを現地確認してございます。
事務局	本人方より令和 2 年 1 月 30 日付けで非農地通知申出書を受け取りましたが、総会にあげるのを忘れてございまして、今回の提案となりました。まことに申し訳ございません。以上で説明を終わります。
議長	はい、説明が終わりました。 議案第 4 号について質疑ございませんか。 (質疑なし)
議長	質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり決定されました。 【日程第 7 議案第 5 号 土地現況証明願について】
議長	「日程第 7 議案第 5 号 土地現況証明願について」を議題といたします。
議長	事務局より説明願います。小池係長。
事務局	はい。議案 5 ページをご覧ください。 議案第 5 号 土地現況証明願について。 別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。令和 3 年 12 月 17 日提出。せたな町農業委員会会長。
事務局	資料 22 ページをご覧ください。 番号 19 番。所在につきましては■■■■■、公簿地目は畑、現況は

事務局

農地採草放牧地以外、面積が ■■■■ m²、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更のためとなってございまして、所有者、願出者共に ■■■■、■■■■さんでございます。

2021年12月6日に原田■■■、■■■代理、■■■委員と現地に出向き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。場所につきましては、23、24ページの図7、図8のとおりでございます。以上でございます。

議長

はい、説明が終わりました。

議案第5号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第7回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 4 年 1 月 27 日

会議録署名委員

12番

大口 寧

13番

日置 和彦

議長

原田 嘉博